



B@NEWS

2022年3月31日号



社会保険適用拡大について

スタッフのみなさんこんにちは！
今回は社会保険の適用拡大についてお話させていただきます。

2022年10月より社会保険の適用範囲が拡大となり、今まで配偶者の扶養枠内で働かれている方や短時間での就業をされている方が社会保険の適用になる場合がございます。

以下の4つの条件に該当する方が対象となります。

- ①週の所定労働時間が20時間以上30時間未満
- ②月額賃金が8.8万円以上
- ③2ヶ月を越える雇用見込みがある方
- ④学生ではない

※休学中や夜間学生は除く

対象となる方につきましては、弊社営業担当又は総務部より個別に相談、ご連絡させていただきます。
詳しい詳細につきましては厚生労働省のホームページに掲載されておりますので、一度ご覧いただけたらと思います。



お知らせ

- 健康保険の料率が変わります(社会保険加入の方へ)

3月分保険料(4月28日給与)より控除される健康保険料率は以下の通りになります。

	変更前	変更後
健康保険	10.28%	10.34%
健康保険(介護保険該当)	12.08%	11.98%

控除される健康保険料が変わります。詳しくは協会けんぽホームページにてご確認ください。か、社会保険料額表を次号(4月28日号)に同封いたしますので、そちらをご確認ください。

求職中のお友達を ご紹介ください。

お知り合いやお友達の中で、
転職を検討されている方や求職中の
方がいらっしゃいましたら
ブレインズにご紹介ください。

ブレインズ 管理課

kanri@brains-kgw.co.jp

ブレインズホームページ

日々更新中です！！

ブレインズホームページでは
B@NEWS のバックナンバーや新着
のお仕事情報、Facebook など
を日々更新しています。
よろしければご覧ください。

ブレインズ



- 2022年3月31日(木)の給与明細(個人支給明細書)を同封しております。
- 給与振込口座の記入間違いや口座変更の届出がないために生じた再振込手数料はご自身で負担していただきますのでご了承ください。給与手続き日との兼ね合いもありますので、変更の際は事前にご連絡をお願いします。
- 勤怠届提出の際には、必ず勤怠の事由欄(私用、病気、事故など)にもチェックをし、該当日までに FAX してください。また、突発的な事由での欠勤・遅刻・早退・有給休暇の場合は、入社後すみやかに届け出てください。未記入の箇所があったり、提出が確認できなかったりする場合、電話もしくはメールにてご連絡をさせていただきます。
- ご登録の際にお教えいただいたメールアドレス宛に、お仕事情報やイベント情報をお送りすることがございます。不要の際はご連絡ください。
- ご結婚・お引越し・ご卒業・その他諸事情により住所・氏名・電話番号・e メールアドレス・給与振込口座などを変更される場合は、必ずブレインズまでご連絡をお願いいたします。給与明細をメール受信にされている方でメールアドレスの変更をされる場合は、給与専用アドレスにも変更の旨のご連絡をお願いします。メールフィルタの設定をされている場合、ブレインズからのメールが届かない可能性があります。今一度フィルタの確認をお願いいたします。



〒760-0027 高松市紺屋町1番地3

電話 087-813-2100 FAX 087-813-2101

URL <http://www.brains-kgw.co.jp/>

モバイル用 <http://www.brains-kgw.co.jp/m/>